

「今後の地方教育行政の在り方について（審議経過報告）」への意見

2013年10月24日

日本高等学校教職員組合 中央執行委員長 加門 憲文

教育制度分科会の「今後の地方教育行政の在り方について(審議経過報告)」では、教育委員会制度について、首長を執行機関とし教育委員会を首長の附属機関とする A 案と、権限を縮小した教育委員会を執行機関とする B 案の両案を示しました。A・B いずれの案にしても、現行の合議制の教育委員会の権限を大幅に縮小し、常勤の教育長を教育行政の最高責任者とするに大きな違いはありません。これは、教育再生実行会議の第二次提言をもとにした文部科学相の諮問が、「首長が任免を行う教育長を地方公共団体の教育行政の責任者とする」「教育委員会は、地域の教育方針等について審議し、教育長に対し大きな方向性を示すとともに、教育長による事務執行状況をチェックすることとする」と、改革の方向性の枠を厳しく縛ったため、教育制度分科会での検討・審議には大きな制約が課せられていたことによるものです。現行の教育委員会制度の廃止ともいえるべき A 案はもちろんのこと、首長や教育長の暴走に歯止めをかける教育委員会の権限を弱めてしまう B 案にも賛成することはできません。

教育委員会は 1948 年、子どもたちを侵略戦争に駆りたてた戦前の軍国主義教育の反省のうえに、教育が「不当な支配に服することなく」、その自主性、中立性を擁護する制度として発足しました。しかしながら、わずか 8 年後の 1956 年には公選制は廃止され、首長による任命制が導入されるなど、国による教育統制が強められてきました。その結果、多くの教育委員会は、住民や学校現場の声が届きにくく、国や行政の意向を押しつける、権力的で硬直したものになっていきました。この間のいじめ事件でも隠蔽を含む「組織防衛的」対応が国民の厳しい批判を受けましたが、これは教育長と教育委員会事務局を中心とした組織の問題です。ここにメスを入れるべきであるところを、知事部局に横滑りさせて権限を強化し、チェック機関であるはずの合議制の教育委員会を附属機関に格下げするような A 案ではいじめや体罰問題の解決は望むべくもありません。

教育委員会が国民の信頼を失い、改革を求められている今日の状況は、長年続いた中央集権型の教育政策の破綻にほかなりません。しかしながら今回の文科省の諮問の方向性は、教育委員会への国民の批判を逆手にとり、教育行政をより中央集権的にしようとするものです。

たとえば教育委員会の意志決定を担う教育委員の合議が形骸化しているからと、教育長に権限を集中させようとしています。しかし教育委員の合議は時に首長の暴走を食い止める役割を果たします。大阪市では市職員への違憲の思想調査が行われましたが、教職員などへの調査は教育長を除く 4 人の教育委員の反対で否決され実施されませんでした。教育長に権限を集中すれば、こうしたことはできなくなります。また、全国学力テスト結果の下位校長名の公表をめぐる静岡県知事の発言は、教育の世界にあってはならないいじめそのものであり、首長の暴走の危険性を明らかにしました。

教育制度分科会の審議では、複数の首長委員から、4 年ごとに選挙がある首長には短期の成果を求めたり有権者の歓心を得るためのパフォーマンスをとる傾向があること、そのことは、政治的中立性・継続性・安定性が求められる教育行政には望ましくないことなどが指摘されました。

現在でも、教育予算や教育条例案の提案権をもつ首長の理解と支援がなければ、積極的な教育条件の整備施策もままならず、教育長を含めた教育委員の任免権を持つ首長の意向を無視した教育行政は成り立ちません。これ以上首長の教育行政上の権限を強める A 案では、教育の政治的中立性・継続性・安定性を守り維持することはできません。

現在の教育委員会制度の問題点は、教育委員会が地域住民に直接責任を負った、子ども・教職員・地域住民に開かれた自治的・専門的な教育行政機関としての組織・権限を十分に持っていないことにあります。いま必要なのは、統制重視の教育行政を抜本的に改めることです。子どもの学び・成長する権利を支え、現場の声に耳を傾け、住民の願いが教育に生かされるような民主主義的な教育委員会の制度設計と、その役割を発揮できるだけの権限を与えることが必要だと考えます。